

- 産業組合主任官
- 商工主任官
- 畜産、蠶絲關係主任官
- 農事試驗場主任官
- 農事試驗化學部主任官
- 蠶業試驗場長
- 地方專賣局係官
- 其他
- 道府縣農會々長又ハ副會長
- 同肥料關係主任職員
- 道府縣支會長
- 同主任職員
- 道府縣購聯會々長又ハ專務理事
- 同肥料關係職員
- 肥料團體代表者
- 同團體關係者

農山漁村經濟更生特別助成規則

(昭和十一年六月廿三日)  
農林省令第十五號

第一條 農林大臣ハ農山漁村ノ經濟更生計畫實行ノ助成ヲ爲ス爲特ニ本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金ヲ交付ス

第二條 助成金ハ左ニ掲グル道府縣ノ費用ニ對シ之ヲ交付ス

一、農山漁村ノ經濟更生計畫實行ニ要スル費用ニ對シ町村ニ交付スル補助金

二、農山漁村ノ經濟更生計畫實行ニ要スル借入金ニ對シ町村ニ交付スル利子補給金

第三條 助成金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル書類ヲ添附シ前年度二月末日迄ニ農林大臣ニ之ヲ提出スベシ

一 事業計畫書

二 收支豫算書

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者前條ノ書類ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者ハ事業成績書及收支決算書ヲ翌年度六月三十日迄ニ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者助成金ノ全部ヲ當該年度内ニ支出スルコト能ハザル場合ニ於テ其ノ殘額ヲ翌年度ニ繰越セントスルトキハ翌年度四月十五日迄ニ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 助成金ノ交付ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ助成金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

- 一、本則ノ規定ニ違反シタルトキ
  - 二、助成金交付ノ條件ニ違反シタルトキ
  - 三、事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ
  - 四、支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ
- 附 則

農山漁村經濟更生特別助成金交付要項

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和三十二年六月廿七日 經濟更生部長通牒  
 第十一更 第五七六九號

- 第一 規則第二條ノ規定ニ依リ道府縣ヨリ助成金ノ交付ヲ受クベキ町村ハ左ノ條件ニ該當スルコトヲ要ス
  - 一、昭和七年公布ニ係ル農山漁村經濟更生計畫ニ關スル農林省訓令第二號及之ニ基ク農山漁村經濟更生計畫樹立方針ニ則リ經濟更生計畫ヲ樹立シ其ノ實行ニ着手シタル後一年以上ヲ經過セルモノタルコト
  - 二、町村民克ク融和シ町村、各種團體等町村ニ於ケル組織克ク整備充實シテ經濟更生計畫ノ實行ニ協力一致努力シツツアルモノタルコト
  - 三、經濟更生計畫ヲ樹立シ熱意ヲ以テ其ノ實行ニ邁進シ來リタルモ町村民ノ資力乏シキ爲自力ヲ以テシテハ經濟更生計畫中ノ重要ナル事項ヲ實行スルコト困難ナルモノタルコト

四、町村内ニ中心人物存在シ經濟更生計畫ノ遂行確實ナルモノタルコト

第二 規則第二條第二號ノ助成金ハ農林省經濟更生部長預金部長通牒農山漁村經濟更生特別助成資金融通條件及同助成資金融取扱要綱ニ基キ經濟更生計畫實行ノ爲預金部資金ヲ借受ケタル事業主體ノ負擔輕減ニ資スル爲之ヲ町村ニ交付スベキモノトス

第三 助成金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付ス

一、規則第二條第一號ノ助成金ハ經濟更生計畫實行ニ要スル費用ニ對シ二分ノ一以内

二、規則第二條第二號ノ助成金ハ左ノ標準ニ依リ交付スルコト

(一) 元金償還據置期間中ニ在リテハ元金ニ對シ日割計算ニ依リ年利一分二厘ノ割合ヲ以テ算出シタル額

(二) 元金償還開始後ニ在リテハ借入年利ト其ノ利率ヨリ年利一分二厘ヲ控除シタル利率トノ半年賦元利均等償還定率ノ差ヲ元金ニ乗ジタル額

(三) 助成金ハ借入レタル時ヨリ滿五ヶ年以内

第四 助成金ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ交付ス

一、規則第二條第一號ノ助成金ハ事業ノ進捗程度ニ應ジ分割交付スルコト

二、規則第二條第二號ノ助成金ハ前後二期ニ分チ年二回ニ交付スルコト

三、助成金ヲ分割シテ交付スル場合ニ於テハ事業進捗報告書ヲ添付シタル助成金交付請求書ヲ提出セシムルモノトスルコト

第五 助成金ノ交付ヲ受ケタル費用ハ其ノ費用以外ノ費用ニ流用スルコトヲ得ズ

助成金ノ交付ヲ受ケタル補助金ノ交付條件中ニハ補助金ノ交付ヲ受ケタル費用ヲ其ノ費以外ノ費用ニ流用スルコトヲ得ザル旨ノ條件ヲ附スルモノトス

### 米穀統制組合ノ事業ヲ行フ町村農會及市農會ノ米穀自治管理規定例

第一條 本會ハ米穀ノ自治管理ヲ行フ爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 本會ニ於テ統制スベキ米穀ノ數量ヲ本會ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合員タル資格ヲ有スル會員ニ對シ割當ツルコト
  - 二 本會ニ於テ統制スベキ米穀ヲ貯藏スルコト
  - 三 前號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付資金ノ融通又ハ其ノ斡旋ヲ爲スコト
  - 四 本會ニ於テ貯藏スベキ米穀中貯藏困難ナルモノ及貯藏米穀ニシテ當該米穀年度ヲ越ユルモ貯藏ヲ解除セラレザルモノノ政府ニ對スル賣渡ヲ爲スコト
  - 五 貯藏米穀ノ自治管理倉庫證券ヲ發行スルコト
  - 六 第二號ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニシテ貯藏ヲ解除シタルモノヲ委託ヲ受ケ販賣又ハ保管スルコト
  - 七 前各號ノ外米穀ノ自治管理ニ附帶シ必要ナル行爲ヲ爲スコト
- 本會ハ前項第一號ニ規定スルモノノ外會則第七十二條ニ依リ割當ヲ爲スコトヲ得ルモノトス

第二條 貯藏米穀ノ保管並ニ資金ノ融通及斡旋ニ關シテハ自治管理業務規程ノ定ムル所ニ依リ前項ノ自治管理業務規程ハ總代會ニ於テ之ヲ定ム

第三條 米穀自治管理法第四十三條ノ規定(同法第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ムルニ依リ本會ニ於テ統制スベキ米穀ノ數量ヲ割當ツル場合ハ割當ヲ受クベキ者ノ米穀ノ販賣高等ヲ參酌スルモノトス此ノ場合ニ於テ優先割當ヲ申出ヅル者アルトキハ先ヅ其ノ者ニ割當ヲ爲スコトヲ得

前項ノ割當ハ特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外一人ニ付概四十石ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四條 割當ヲ受ケタル者ノ寄託スル米穀ハ本會ノ指定スル所ニ從ヒ米穀自治管理法施行規則第七十六條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ定ムル條件ニ適合スル當該年産ノ水稻粳粍タルコトヲ要ス

會則第八十二條第一項ノ期限内ニ寄託ヲ爲サザル者アルトキハ會長ハ其ノ者ノ氏名、住所及割當ヲ受ケタル米穀ノ數量ヲ具シテ地方長官ニ米穀自治管理法施行規則第七十七條ノ規定ニ依リ命令ヲ申請スベシ

第五條 前條ノ規定ニ依リ寄託シタル者其ノ米穀ヲ讓渡シタルトキハ會長ハ其ノ者ニ融通シタル資金ノ全部又ハ一部ヲ返還セシムルモノトス

第六條 本會ノ會長ハ米穀自治管理法第四十六條ノ規定(同法第五十六條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ貯藏シタル米穀ニ付米價ノ騰貴若ハ貯藏開始ノ米穀年度ノ經過ニ因リ農林大臣ヨリ貯藏ノ解除ノ申請ヲ受理セラルベキ旨ノ通知ヲ受ケタルトキ又ハ災害、事變其ノ他避クベカラザル事由アル場合ニ於テ特ニ必要アルトキハ評議員ノ意見ヲ徵シテ農林大臣ニ、損傷シタル米穀ニシテ處分ヲ要スルモノアルトキハ地方長官ニ貯藏ノ解除ノ許可ヲ申請スルコトヲ得

第七條 損傷シタル米穀ニシテ處分ヲ要スルモノアル場合ヲ除クノ外前條ノ規定ニ依リ本會ノ貯藏

スル米穀ノ數量ノ一部ニ付解除ヲ爲サントスルトキハ會長ハ解除ヲ爲サントスル數量ヲ各所有者ノ貯藏米穀ノ數量ニ比例シテ配分スルモノトス但シ評議員ノ同意ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 本會米穀自治管理法第四十九條又ハ第五十七條ノ規定ニ依リ米穀ヲ政府ニ賣渡サントスルトキハ賣渡スベキ米穀ノ數量ハ評議員ノ意見ヲ徵シ會長之ヲ決定スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ決定シタル數量ヲ政府ニ賣渡ストキハ會長ハ其ノ數量ヲ各所有者ノ貯藏米穀ノ數量ニ比例シテ配分スルモノトス但シ評議員ノ同意ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

本會米穀自治管理法第五十條ノ規定（同法第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依リ政府ガ買入ヲ爲ス場合ニ於テ米穀ヲ政府ニ賣渡サントスルトキハ貯藏米穀ノ所有者ノ申出ニ依リ之ヲ行フ

第九條 本會ニハ米穀自治管理ニ關スル左ノ帳簿ヲ備フ

- 一 米穀自治管理名簿
- 二 財産ニ關スル帳簿
- 三 出納簿
- 四 豫算差引簿
- 五 經費徵收原簿
- 六 米穀割當ニ關スル帳簿
- 七 貯藏米穀保管ニ關スル帳簿
- 八 其ノ他事業上必要ナル帳簿

米穀統制組合ノ事業ヲ行フ農會ノ自治管理業務規程例

第一條 米穀自治管理法ニ依リ貯藏スベキ米穀ノ保管並ニ資金ノ融通及斡旋ニ關シテハ本業務規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フモノトス

第二條 米穀自治管理法ニ依リ貯藏スベキ米穀ノ割當ヲ受ケタル者ハ様式第一號ノ寄託申込書ヲ本會ニ差出スベシ

第三條 本會前條ノ寄託ノ申込ヲ受ケタルトキハ倉庫ヲ指定シ之ヲ申込者ニ通知スルモノトス  
申込者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク割當ヲ受ケタル數量ノ米穀ヲ其ノ指定倉庫ニ搬入スルコトヲ要ス

第四條 前條ノ搬入アリタルトキハ本會ハ其ノ米穀ニ付所定ノ條件ニ適合スルヤ否ヤヲ検査シ適當ナリト認ムルトキハ之ヲ入庫スルモノトス

第五條 本會ニ於テ米穀自治管理法ニ依リ貯藏スベキ米穀ハ他ノ米穀ト區分シ之ヲ保管スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ區分シテ貯藏スベキ米穀ニシテ銘柄及等級ノ同一ナルモノハ特別ノ契約アル場合ヲ除クノ外混合保管ヲ爲スコトアルベシ

第六條 前條ノ貯藏米穀ニ對シテハ燻蒸其ノ他必要ナル手入ヲ行フコトアルベシ

第七條 貯藏米穀中變質、蟲害等ニ依リ他ノ貯藏米穀ニ損害ヲ及ボス虞アリト認ムルモノアルトキ

ハ本會ニ於テ其ノ米穀ヲ庫出シ又ハ他ノ貯藏米穀ト區分シ遲滞ヲ貯藏ノ解除ノ許可ヲ地方長官ニ申請スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ解除ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ米穀ヲ引取ルベキ旨ヲ寄託者又ハ自治管理倉庫證券ノ所持人ニ請求スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ請求ヲ受ケタル者ハ遲滞ナク第四條ノ入庫票又ハ第十一條ノ自治管理倉庫證券ヲ提出シテ其ノ引渡ノ請求ヲ爲スベシ

第八條 保管料ハ一月ヲ二期（一日乃至十五日及十六日乃至末日）ニ分チ一期ニ付左ノ如ク之ヲ定ム但シ一期ニ滿タザル日數ニ付テモ一期トシテ之ヲ計算ス

混合保管ノ場合 一俵、一以又ハ一袋ニ付 錢以內

特定保管ノ場合 一俵、一以又ハ一袋ニ付 錢以內

第九條 保管料ハ出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徴收ス但シ保管ノ期間三箇月ヲ超ユルトキハ三箇月毎ニ之ヲ徴收スルモノトス

第十條 貯藏ヲ解除シタル後ノ保管期間ハ特約アル場合ヲ除クノ外三箇月トス但シ保管期間更新ノ求ニ應ズ

第十一條 本會ハ寄託者ノ請求アリタルトキハ入庫票ト引換ニ自治管理倉庫證券ヲ發行スルモノトス

第十二條 寄託者又ハ自治管理倉庫證券ノ所持人保管期間ノ更新ヲ求メントスルトキハ入庫票又ハ自治管理倉庫證券ヲ呈示スベシ

本會保管期間ノ更新ヲ承諾シタルトキハ其ノ入庫票又ハ自治管理倉庫證券ニ更新ノ年月日及期間ヲ記入ス

第十三條 自治管理倉庫證券ヲ滅失シタルトキハ二人以上ノ保證人ヲ立テ又ハ擔保ヲ提供シテ自治管理倉庫證券ノ再交付ヲ請求スルコトヲ得

第十四條 入庫票ヲ滅失シタルトキハ其ノ入庫票ノ再交付ヲ請求スルコトヲ得

第十五條 自治管理倉庫證券ヲ讓渡セントスルトキハ其ノ證券ヲ本會ニ呈示シテ承諾ヲ求ムベシ

第十六條 本會前項ノ承諾ヲ爲シタルトキハ自治管理倉庫證券ニ其ノ旨ヲ記載スルモノトス

第十七條 本會ハ貯藏ノ解除アリタルトキハ解除アリタル米穀ニ付其ノ旨ヲ寄託者又ハ自治管理倉庫證券ノ所持人ニ通知スルモノトス

第十八條 貯藏ノ解除アリタル米穀ノ自治管理倉庫證券ニハ所持人ノ請求ニ依リ解除アリタル旨ヲ記載スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ解除アリタル旨ヲ記載ヲ受ケタルトキハ第十四條ノ承諾ヲ得ズシテ之ヲ讓渡又ハ質入スルコトヲ得

第十七條 貯藏米穀ノ一部ニ付解除アリタルトキハ自治管理倉庫證券ノ所持人ハ之ト引換ニ解除アリタル米穀ト解除ナキ米穀ニ付各別ニ自治管理倉庫證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十八條 自治管理倉庫證券ノ發行ノ手数料及入庫票ノ再交付ノ手数料ハ左ノ如ク之ヲ定ム

- 一 自治管理倉庫證券ヲ新ニ發行スル場合 一通ニ付 錢
- 一 自治管理倉庫證券ヲ再交付スル場合 一通ニ付 錢

一 自治管理倉庫證券ヲ分割發行スル場合 一通ニ付 金 錢  
 一 入庫票ノ再交付ヲ爲ス場合 一通ニ付 金 錢  
 第十九條 貯藏米穀ヲ出庫セントスルトキハ入庫票又ハ自治管理倉庫證券ヲ提出シテ之ヲ請求スベシ

第二十條 本會ハ寄託ヲ受ケタル米穀ヲ火災保險ニ付スルモノトス  
 第二十一條 貯藏米穀ノ火災保險ニ關スル事項ハ本會ト保險者トノ契約ニ依ル  
 火災保險金ハ必ズ本會ヲ經由シテ其ノ支拂ヲ受タベキモノトス

第二十二條 本會ハ貯藏米穀ニ付自己又ハ其ノ使用人ノ過失ニ基カザル損害ニ付テハ賠償ノ責ニ任ゼズ  
 第二十三條 貯藏米穀ニ付損害アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ寄託者又ハ自治管理倉庫證券ノ所持人ニ通知スルモノトス

第二十四條 本會貯藏米穀ニ付販賣、調製、改装及荷造ヲ爲シタルトキノ手数料ハ左ノ如ク之ヲ定ム  
 一 販賣手数料 一俵、一呎又ハ一袋ニ付 金 錢以內  
 一 調製 一俵、一呎又ハ一袋ニ付 金 錢以內  
 一 改装 一俵、一呎又ハ一袋ニ付 金 錢以內  
 一 荷造 一俵、一呎又ハ一袋ニ付 金 錢以內

第二十五條 本會資金ノ貸付ヲ爲ス場合ハ貯藏米穀ニ付政府ノ定ムル最低價格ニ依リ算出シタル金額ノ範圍内ニ於テ之ヲ爲スモノトス  
 第二十六條 本會前條ノ貸付ヲ爲ス場合ハ貸付ヲ受クベキ者ノ貯藏米穀ヲ擔保トスルモノトス此ノ場合ニ於テ貯藏米穀ニ付自治管理倉庫證券ノ發行アリタルトキハ其ノ證券ヲ擔保トス  
 第二十七條 貸付金ノ利率ハ年何分以內トス  
 第二十八條 貸付金ノ辨濟又ハ其ノ利息ノ支拂ヲ怠リタルトキハ貸付金ノ利率ト同率ノ遲延利息ヲ徴收スルモノトス  
 第二十九條 資金ノ斡旋ニ關シテハ評議員ノ意見ヲ徴シテ之ヲ爲スモノトス

(附則)

第一	入庫票	自治管理倉庫證券	貯藏米穀	火災保險	賠償	手数料	資金	貸付	利率	辨濟	利息	徵收	斡旋
第二	再交付	分割發行	火災保險	契約	損害	寄託者	政府	擔保	年何分	遲延	評議員	意見	評議員
第三	爲ス	爲ス	ニ付	ニ依	ニ付	又ハ	定ム	トス	以內	同率	之ヲ	之ヲ	之ヲ
第四	爲ス	爲ス	ニ付	ニ依	ニ付	又ハ	定ム	トス	以內	同率	之ヲ	之ヲ	之ヲ
第五	爲ス	爲ス	ニ付	ニ依	ニ付	又ハ	定ム	トス	以內	同率	之ヲ	之ヲ	之ヲ
第六	爲ス	爲ス	ニ付	ニ依	ニ付	又ハ	定ム	トス	以內	同率	之ヲ	之ヲ	之ヲ
第七	爲ス	爲ス	ニ付	ニ依	ニ付	又ハ	定ム	トス	以內	同率	之ヲ	之ヲ	之ヲ
第八	爲ス	爲ス	ニ付	ニ依	ニ付	又ハ	定ム	トス	以內	同率	之ヲ	之ヲ	之ヲ
第九	爲ス	爲ス	ニ付	ニ依	ニ付	又ハ	定ム	トス	以內	同率	之ヲ	之ヲ	之ヲ
第十	爲ス	爲ス	ニ付	ニ依	ニ付	又ハ	定ム	トス	以內	同率	之ヲ	之ヲ	之ヲ

(様式第一號)

備考	數量	銘柄別	内譯				昭利年産
			壹等	貳等	參等	計	
	計					混合保管	
						特定保管	
						昭利年産	
						搬入豫定	

右ハ米穀自治管理法第四十三條ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケタル米穀トシテ寄託致度候ニ付テハ同法、同法施行令、同法施行規則、會則及業務規程ノ條項承知ノ上寄託申込候也

昭和 年 月 日

何々農會長殿

住 所 氏 名 印

注意 混合保管、特定保管ノ欄ニ付テハ寄託者ノ希望スル保管方法ヲ殘シ他ヲ抹消スルコトヲ

(様式第二號)

自治		何々		農倉		會入		票庫	
第 號	種 別	等 級	銘柄別	數量	保管場所	保管方法	備考	昭利年産	殿
	一 級	壹 等						昭利年 月 日 入庫	
		貳 等						昭利年 月 日 出庫	
		參 等						昭利年 月 日 更新	
		計							
		計							

右ハ米穀自治管理法第四十七條ノ規定ニ依リ寄託ヲ受クル米穀トシテ入庫候也

昭和 年 月 日

何々農會長 氏 名 印

保管料 一期一俵ニ付 金 錢





927826



